

平成26年8月11日

運輸安全委員会による江差線貨物列車脱線事故調査報告書公表を受けての 当面の対応について

平成26年7月25日付の運輸安全委員会による鉄道事故調査報告書によると、1回目の江差線の脱線事故の原因は、「貨車にコンテナを積載した状態において、左右の車輪間で大きな静止輪重アンバランスが生じていたため、脱線したものと考えられる。」と公表されました。JR貨物では、コンテナについては重量計による輪重バランスのサンプルチェックの他、積載状況の確認を実施しています。車両側の対策については、輪重測定装置の導入を目指すという方向性が発表されましたが、具体的なスケジュールは、今後策定することとなっています。

そこで、貨物列車の脱線事故防止対策として、高速軌道検測車による軌道検測において整備値を超える複合変位(※1)が検測された場合(※2)は、貨物列車を徐行運転することで、同種事故の再発防止を図ることとします。

(※1) 2軸貨車及びボギータンク車の脱線防止のために旧国鉄が提案した軌道変位評価指標

(※2) 従来のJR6社でのルールでは1ヶ月以内に補修することとなっていました

1. 複合変位の整備対象箇所を取扱いについて

高速軌道検測車の検測により整備値を超える複合変位が発生したことを確認した場合は、直ちに貨物列車に45km/hの速度規制を実施します。

2. 対象箇所について

貨物列車運転線区を対象とします。

3. 実施期間について

次回、高速軌道検測車による検測以降、江差線脱線事故の原因が判明し、必要な対策が実施されるまでとします。